

5. 老人福祉施設における今後のあり方や地域貢献の取組み等について

特別養護老人ホーム等の老人福祉施設を取り巻く環境は変化しており、その施設機能やネットワークを活かして、地域での社会貢献やインフォーマルサービスの提供等を実施していくことが求められていることから、平成26年度の老健事業を活用して、「老人福祉施設における地域の高齢者の社会参加と生きがいを通じた地域展開のあり方に関する調査研究事業」行っているところであり、本事業の一環として、本年1月にシンポジウムを開催したところである。シンポジウムで紹介された事例について、参考資料として添付するので参照されたい。

また、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの今後のあり方等については、平成25年度の老健事業を活用して、調査研究を行ったところであり、各地方自治体にもその報告書は送付しているが、報告書を基に、本年度の老健事業では、報告書の提言内容について、自治体担当者や養護老人ホーム・軽費老人ホームの施設関係者等に対して、その周知を図るためのシンポジウムを昨年12月に開催したところである。

上記2つの老健事業については、本年3月には報告書がとりまとめられることとなっており、その内容については、各地方自治体にもお知らせする予定としているが、社会福祉法人制度の見直しに伴う地域における公益的な取組の義務づけの検討や、介護保険制度における「介護予防・日常生活支援総合事業」の創設等により、老人福祉施設も施設運営のみならず、地域の福祉ニーズを踏まえた無料又は低額な料金により行う公益事業等を今後、積極的に実施することが求められていることから、各地方自治体においてもご理解とご協力をお願いする。

6. 介護相談員派遣等事業について

介護相談員派遣等事業は、介護相談員が介護サービスの現場を訪問して、利用者からの相談に応じ、疑問や不満、不安を解消することにより、①利用者の尊厳を守るとともに、②事業者のサービス向上に寄与するものだけでなく、③シニア層のセカンドライフの充実にも寄与しており、非常に有益な事業である。

本事業は地域支援事業の任意事業として位置付けられており、事業の積極的な実施に向けて、第6期介護保険事業計画策定に当たっては、同計画に位置付けていただくよう

検討をお願いしてきたところである。

また、平成 24 年度から施設サービスと同様に居宅サービスにおいても、介護相談員との連携が事業者の努力義務とされたものの、全国の市町村における実施状況は 28.5% (H26. 3) に止まっている。このため、平成 24 年度より未実施市町村が多い都道府県において、本事業の理解促進のために市町村等に対する説明会を開催しているところであり、平成 26 年度においては、15 都府県で開催したところである。平成 27 年度においても同様の取組を実施することとしているので、説明会開催について前向きにご検討いただきご要望があれば、お知らせ願いたい。

事業未実施の市町村におかれては、こうした説明会等に積極的にご参加いただくようお願いするとともに、都道府県におかれては、管内の事業未実施の市町村について、その把握や説明会等への積極的な参加の呼びかけにご協力をお願いする。

また、介護相談員は、その活動の性質上、利用者のプライバシー保護に十分配慮すべき義務があり、また、介護サービス事業者の情報にも接することから、介護相談員に委嘱した後、当該相談員が介護サービス事業に従事する場合には、介護相談員の交替や解職等を含め、適切な対応を図られたい。

7. 百歳高齢者表彰について

百歳高齢者表彰については、老人福祉法第 5 条に基づく老人の日記念事業として、百歳を迎える方に内閣総理大臣からお祝い状、記念品（銀杯）を贈呈し、その長寿をお祝いするとともに、多年にわたり社会の発展に寄与してきたことを感謝し、ひろく国民が高齢者の福祉についての関心と理解を深め、かつ、高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を高めることを目的としている。

本表彰は昭和 38 年度より実施され、地域において広く浸透しており、百歳を迎える方は勿論のこと、ご家族なども楽しみにされているものであり、平成 27 年度においても実施することとしているので、対象者の把握など各種ご協力をお願いしたい。